

消防法令違反に基づく告発事例 危険物保安監督者未選任等

大津市消防局予防課 木村 尚



大津市の概要

大津市は、本州のほぼ中央にある琵琶湖国定公園の西南端に位置しており、滋賀県庁の所在地である。また、京都へ10分余り、名古屋、大阪へ1時間弱という交通上の立地条件にも恵まれている。地形的には山と湖に挟まれた、南北細長い都市である。

大津市にも位置する琵琶湖は、四囲を山脈で囲まれた滋賀県のやや西よりに位置するわが国最大の淡水湖で、世界でも有数の歴史の古い湖である。唯一の流出河川瀬田川から宇治川、さらに淀川となり、京阪神一帯の生活、文化、産業を支えている。近年、ヨットやプレジャーボートを利用したマリンレジャーも盛んである。

現在の大津市は、市域が東西20.6km、南北45.6kmで面積は464.10km²、平成18年3月に

旧志賀町と合併し、人口は平成22年4月1日現在で337,281人、平成21年4月には中核市に移行し、滋賀県から事務の権限委譲により地域に密着したきめ細やかな行政サービスを提供している。

大津市消防局の体制

大津市消防局は、4課・4消防署・2分署・4出張所を置き、職員数（条例定数）327人により組織されている。当消防局の予防業務に関する体制は、予防課では、危険物規制、消防同意、火災調査や火災予防に関する事務を行っている。また、各消防署においては、予防係（消防係兼務を含む。）が配置され、危険物の許認可及び消防同意事務以外の予防業務全般を行い、立入検査等については、予防係のみならず消防係も含め実施している。

違反是正については、平成13年の新宿歌舞伎町雑居ビル火災を契機に違反処理規程及び査察規程を全面的に改正し、違反の指摘に対して是正しない関係者については、「法令の権限を駆使し、命令等の違反処理を積極的に行っていく。」というスタンスのもと業務を進めている。

事例概要

今回紹介する事例は、平成22年に発生した消防法第13条第1項に基づく危険物保安監督者未選任等及び当該使用停止命令に対する違反並びに刑法犯である公用文書毀棄罪についての告発事例である。

本事例については、当消防局で取り扱うことが初めてであったことから、以前、全国消防長会東近畿支部違反是正事例研究会において基調講演された東京消防庁査察課機動査察係長の助言を得ながら違反処理を進めた。また、このような事案で告発を行ったのは、全国的にも非常に珍しい事例であるということが後ほどではあるが判明した。

今回の違反事例の項目でもある危険物取扱者制度について簡単に説明したい。

危険物取扱者制度は、承知のとおり、危険物に関する安全の確保のためには、消防法に規定する製造所等の位置、構造及び設備に関する規制だけでなく、製造所等における人の

面に着目した現実の危険物取扱作業の保安を図る必要から設けられたものである。

なかでも、危険物保安監督者については、甲種又は乙種危険物取扱者の免状を受けている者で6カ月以上の実務経験を有する者から選任し、危険物の取扱業務に関し保安の監督を誠実に行わなければならない。よって、製造所等の所有者等は、危険物保安監督者の責務が重要なものであることを考慮の上、知識、経験等の面で監督者にふさわしい者の中からこれを選任し、危険物保安監督者が十分監督をなし得る責任体制を整備することが求められている。

発見の端緒

本事例は、平成22年5月、当消防局への1本の電話（市民広聴）により始まった。内容は、「最近、危険物の事故が多く発生しているというニュースを耳にした。私の記憶では、あるマリーナの給油所の危険物の責任者になっているはず。しかし、現在私は、そのマリーナに勤めていないし給料ももらっていない。もし、事故があったら私にも責任がかかってくるのではないか。」というものであった。

このとき、この電話の主Aは匿名ではなく、名前、連絡先も明らかにしたことや後に質問調書作成に協力するということから、当該広聴事案の信ぴょう性が高まった。施設台帳の



堅田の満月寺浮御堂



瀬田の唐橋



マリーナ全景

危険物保安監督者選任解任届出書を確認したところ、Aが危険物保安監督者として選任されていたため早急に事実確認が必要と判断し、立入検査を端緒として一連の違反が発覚したものである。

危険物施設の概要

- 施設区分：給油取扱所（船舶）
- 許可年月日等：昭和39年6月
- 危険物の類、品名等：第四類第1石油類（ガソリン）10,000ℓ、指定数量の50倍

違反の概要及び背景

当該施設は、代表取締役Nの実父が以前から給油取扱所（営業用）を経営していた。Nの実父が経営していた当時も営業用から船舶用に形態を変える無許可変更工事を行い、過去の担当者も頭を抱えていた物件である。

平成15年にNの実父が亡くなり、Nに会社の代表権が相続されたのを契機として、当消防局も消防法第11条第1項違反により、使用停止命令を発出。これにより給油取扱所（船舶）として位置、構造及び設備の技術上の基準が適合するよう工事を行い、これ以降の立入検査については、特段の違反指摘事項もなかった。

平成22年5月に広聴事案に伴う立入検査を実施した際、施設については良好に維持管理



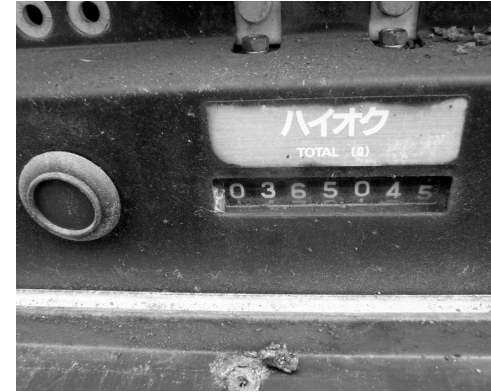
事務所入口（公示の毀棄）

されているか見え、標識掲示板を確認すると危険物保安監督者欄にはAの氏名が記載されていた。立会者である代表取締役Nに危険物保安監督者について質問すると「私の施設の保安監督者はAで間違いがない。」とのことであった。しかし、Aからの電話の内容を伝えたと「実は、1、2年前からAはマリーナには来ていません。現在は、危険物取扱者の免状を持っているものを探しているところです。」と話した。

当マリーナで取り扱っている危険物がガソリンという低引火点の物質であることや、夏場かけ本格的なマリンシーズンに入ると不特定多数の者が利用することなどから適当な改修期日を設定し、立入検査結果通知書を交付するとともに、Nに対して当該事項が火災の予防に危険であることについて説明し、早急に是正するよう指導を行った。

また、危険物の受払いが分かる伝票等も任意に提出させた。併行して財団法人消防試験研究センター滋賀県支部に危険物取扱者の情報提供及びAの質問調書作成も実施した。

6月になっても改修報告書の提出がなかったことから再度立入検査を実施したところ、前回と同様の回答で通常どおりマリーナの給油所を使用していることから、継続して給油行為を実施する場合は、危険物取扱者の資格を取得するか同資格者を雇うかを早急に決定



固定給油設備のメータ

するよう指導した。しかしながら、本格的なマリンシーズンに入り繁忙期を迎えると消防が立入検査に行っても「この忙しい時期に試験を受けに行く時間がない。」という身勝手な発言がNの口から出てくるようになってきた。

8月、当消防局としても事態収拾に向け、Nに対し最後通告である警告書の交付を実施した。このとき、同施設の実況見分、N及び従業員に対し質問調書を作成した。

9月に入っても事態が進展しないことからNには当該違反事項の改修意思がないものと判断し、行政手続法に基づく事前手続を経て、11月に消防法第13条第1項違反（危険物保安監督者未選任）に基づく使用停止命令を発出し、事務所出入口及び給油施設等に公示、併せて大津市役所掲示場への公示も実施した。さらに、大津市公報へ公告掲載を行った。

その後も、早期改修を促すため数回にわたり立入検査を実施したある日、当該施設の専用タンクの危険物の量が変化していることが判明し、固定給油設備の計量メータ数も変わっていた。このような見分状況をNに質問したところ「ガソリンが減ってきたので購入し、ボートに給油した。」との供述を得た。以上のことから使用停止命令中の給油取扱所であるにもかかわらず自己の利益追求のため処分を無視し、危険物を取り扱った事実が判明した。

当消防局は、違反の悪質性及び火災危険性



専用タンクの液面計

等を考慮し告発を視野に入れ、大津地方検察庁及び管轄警察署に相談したところ、管轄警察署の生活安全課にて事案を担当することとなった。事案の状況等を説明しているうちに担当である私も数回供述調書を取られているうち、警察としても事案の悪質性から事件として立件できると判断され、消防の告発受理について前向きに検討が始められた。

同時に、消防側も当消防局違反処理規程運用要綱に基づき、消防局長をはじめとした幹部職員の告発協議を開催し、正式に大津警察署長宛に刑事訴訟法第239条第2項に基づき危険物保安監督者未選任、使用停止命令違反で告発する方針を決定した。

11月某日に大津警察署は刑事訴訟法に基づく搜索差し押さえを、当消防局は消防法に基づく立入検査を実施。このとき、事務所入口に公示していた公告を毀棄していることが判明したため、刑法犯である公用文書毀棄罪についても告発を行うことを決定した。

刑事処分

平成23年1月にN及び法人であるN株式会社に対し、略式命令にて各々20万円の罰金の刑が確定した。なお、刑法犯である公用文書毀棄罪については、起訴猶予により不起訴処分も同時に確定している。

課題検討

市民広聴から使用停止命令まで6カ月の時間を要し、最終的にはNの妻が危険物取扱者免状を取得し、免状交付後当該給油取扱所の危険物保安監督者に選任され届出されたのを受け、命令を解除したのであるが、これからの違反処理を行っていく上でいくつかの検討課題を残した。

(1)本格的なマリンシーズンである夏場に当マリナーにおいて給油行為があったのは事実である。幸いにも同期間中に事故はなかったが、万一、当違反事項に起因した事故が発生していたことを考えると、早急に安全を確保するべきではなかったか。

(2)違反調査を開始した当初から危険物の無資格者給油について検討を行ったが、行為者の特定をどのように証明するかが非常に困難を極めた。当事項について告発事項に入れるかどうか賛否両論あったが、消防側は最終的に供述や資料からNのみを違反行為者として告発したわけである。

しかし警察側は、行為者の特定が曖昧で証拠が不十分であることから検察への送致を見送った。以上のことから、当該項目については関係機関と調整を図った上で慎重を期してもよかったのではないかと。

(3)最終の実況見分時に、命令事項の公示を毀棄したことで刑法犯についても告発したわけ

であるが、当市調整官（警察OB）によると「公用文書を毀棄したことで被害者は大津市長となる。このことから当該事案は、告発対象ではなく、告訴ではないか。」という意見があった。最終消防局内で調整を図り、警察とも協議を重ねた結果、告発書の中に盛り込んだわけであるが、果たしてこれで良かったのか。

(4)今回の事案についてNは、警察での取調べについて全面的に違反事実を認めているが、これが事実を争うような事案となったとき果たして当消防局が作成した告発書や証拠となるべき資料が公判に耐えうるだけの書類となるかどうか。

以上のような課題が浮上し、当消防局としてもまだまだこれからやらなければならない事柄があるという気付きの事案でもあった。

最後に

当消防局では、危険物施設への警告、命令は数多く処理しているものの、告発を行ったのは今回で2例目で、1例目は不正軽油製造に伴う消防法第10条第1項違反、2例目が今回の事例であり、経験が少ない。

特に今回の事例は、危険物保安監督者未選任という違反に加え、使用停止命令違反、公用文書毀棄罪という刑法犯まで加わり、どのように処理を行えば良いか試行錯誤の連続であった。初めての事案であるとはいえ消防法違反で、火災危険が存在するのには変わりはない。私たち消防機関は、潜在的な危険性を把握するとともに、消防法令違反には厳しく対応し、初期の段階から関係機関と連携を図りながら情報を共有し違反状態を払拭する必要がある。

今後も違反是正の徹底を図り、指導に従わない関係者等に対しては法令を駆使し積極的に告発を行うなど消防機関に付与された権限を適正に行行使し、厳正なる違反処理が火災による人命危険の排除と地域の防火安全の向上につながると考える。



毎年10月に行われる湖国三大祭の一つ大津祭